

上下水道工事業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	2～3	推進工事における両発進立坑GL-H=9.3mの立坑内において、底板の掘削作業中にクラムシェルに掘削土をスコップにて直接積込作業をしていた。同時にクラムシェルのオペレーターは合図を受けるため車外に出ており、合図を受けクラムシェルに乗り込み、安全レバーを上げる際、操作レバーに触れ、旋回の誤操作を起こし、本来上に向かっていくはずのバケットが掘削していた作業員に向かって動き、足を挟まれ被災した。	59	1～9
2	9～10	給水設備工事に付随する道路補修工事中、同僚の操作する小型ユンボの近くで、バケットの操作し易いように、スコップで付近を均していた時、バケットが左手に持っていたスコップに当たり舗装部分とスコップの柄との間に小指が挟まれて骨折した。	37	—
2	12～13	コンクリート製品（残材）を整理作業中、コンクリート板を立て移動中にバランスを崩し、L形擁壁との間に指を挟み、右手薬指・第一関節と第二関節の間を裂傷した。	25	1～9
2	14～15	仮設工（鋼矢板土留）の腹起こし施工中、H鋼をバックホウで吊り上げ、所定位置に吊り下ろす為、坑内で誘導を行っていたところ、天びん状態となったH鋼に右腕を挟まれた。	46	—
4	8～9	資材置場にて、バックホーを使用し水道管を移動させた際に、吊り荷と吊り荷の間に手を巻き込み、右手中指と薬指を損傷した。	72	30～49
	16～	工事現場内で碎石を4tダンプで運んでいる作業中、スタックしたダンプを救出する		1

4	17	際にダンプを上げていたジャッキが外れて、左手中指をダンプとの間に挟んでしまった。	70	～ 9
4	13～ 14	污水管布設工事にて矢板の整理作業中に誤って左手薬指の先端を挟んだ。	57	10 ～ 29
5	15～ 16	資材置場の整理のため、重量のある水道管の止水蓋（Φ＝450mm、t＝55mm、重さ＝67kg）を構内移動しようとトラックの荷台に載せた際に止水蓋が回転し、先に載せてあった管材との間に右手薬指を挟んだ。	64	50 ～ 99
5	11～ 12	資材置場で、ダンプトラック荷台から資材の荷卸しをしている時に、ダンプトラックのサイドブレーキが不十分であったためダンプトラックが前進し、慌ててサイドブレーキを掛けようと運転席に駆け寄ったところ、ダンプトラックと仕切（鉄製）板の間に挟まれて負傷した。	69	10 ～ 29
6	1～2	夜間水道工事切替作業時、既設管を切断後、バールを使ってその管を外す際、バールが滑り、バールと単管ジャッキの間に右手薬指を挟み負傷した。	38	1 ～ 9
7	10～11	工事現場にて管路掘削作業中、簡易土留の設置作業を行っていたところ、1段目と2段目の鉄板の接続作業時に連結金具がうまく連結しないためバールで調整中、左手が1段目と2段目の鉄板の間に挟まり中指、薬指を骨折した。	63	1 ～ 9
7	17～ 18	土砂仮置き場にて、ダンプに積載の土砂を降ろす作業中、サイドゲートの支柱を掴んで（右手）片方の手（左手）であおりに付着した泥を振り落とそうとした。ダンプ運転手の死角となる位置に居た為気づかずにサイドゲートを閉めた本人が、自分の右手が挟まる位置にあった事を認識していなかったためサイドゲートに手を挟まれ負傷した。	65	1 ～ 9
7	11～ 12	重機を使っでの作業中、重機を前進させようとしてオペレータが「前進するよ」と声をかけ「はい」と返事をする。（被災者） その合図をもとに重機をゆっくり前進させたらまだ近くにいて、身体をよけきれずにケガをした。オペレータは左側に穴があった為、そちらに気をとられていた。	41	1 ～ 9

7	10～11	E区管廊部の建柱コンクリート打設時の残コンを、作業台車（大型土のう積載）に積み込み、ホイストクレーン下まで作業員2名（被災者+1名）で運搬中、増圧床版上から既設床面（段差20cm）に鉄板スロープを使用して下った。ホイストクレーン方向に曲がる際に台車に勢いがついて曲がり切れず、反対側の基礎コンクリート（H15cm）と作業台車に右足首を挟まれて骨折したものである。	56	1～9
9	1～2	配水管布設工事中に、立杭開口部から支保工を撤去する作業中に、山留材を地上にて何本が上げて横つかみで立材を起こそうとした際に、荷が揺れたが手を離さなかったため立材と立材の間で右手中指を挟み負傷した。	47	10～29
10	11～12	公共下水道管布設工事埋戻し作業中、2tダンプアオリについた土を、左手アオリを持ち上げ、土を落とし、アオリを下ろした時、右手中指と人差し指をアオリで挟み怪我をした。	29	1～9
10	16～17	水道本管布設替工事現場にて三転ダンプで埋め戻し作業中、ダンプ運転者と合図者（被災者）は後方へダンプアップしようとした。その際、車両の誤作動により側方にダンプアップしたので、合図者は運転者に停止の合図を出すことなくフックストッパーを確認するため、右手をフック部に入れた。運転者はダンプ方向切り換えレバーを後方部側に切り換えていたが、側方にダンプしたため、慌てて合図者の合図を確認することなくダンプダウンしてしまい、確認中の合図者の右手親指と人差し指をフック部に挟んでしまった。	19	1～9
11	9～10	私道（2.0m幅）アスファルト道の水道管埋設工事で、重機（0.05tバックホー）を使用し掘削中、重機の後方で市道の車両安全確認をしていた際、重機の運転者が、後方の安全確認を怠り、重機を後方に移動してしまい、左足の指4本（親指以外）が、重機の下敷きとなり負傷した。（安全靴不着用）	62	10～29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html